

高根沢町歯及び口腔の健康づくり推進条例（案）の制定の概要について

1 制定理由

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）及び栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成 22 年栃木県条例第 50 号）の趣旨を踏まえ、本町が行う歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、町民の健康増進と健康寿命の延伸に寄与することを目的に条例を制定しようとするものです。

2 制定概要

（1）第 1 条・第 2 条

本条例の目的及び歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本理念を定めるものです。

（2）第 3 条～第 7 条

基本理念に基づいた、町、町民及び歯科医師等の責務並びに医療関係者及び事業者の役割を定めるものです。

（3）第 8 条

歯及び口腔の健康づくりを推進するために町が基本的施策として実施する事項について規定するものです。

（4）第 9 条

基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るために町長が基本計画を定めること及びその内容等を規定するものです。

（5）第 10 条

歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の策定及び実施に必要な財政上の措置等を講ずることを規定するものです。

（6）第 11 条

条例の施行に関し必要な事項については町長が別に定めることを規定するものです。

3 施行日

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

(参考)

高根沢町歯及び口腔の健康づくり推進条例（案）の構成

章・条文見出し等	
1条	目的
2条	基本理念
3条	町の責務
4条	町民の責務
5条	歯科医師等の責務
6条	医療関係者等の役割
7条	事業者の役割
8条	基本的施策の実施
9条	基本計画
10条	財政上の措置等
11条	委任